

無線設備規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○無線設備規則（昭和二十五年十一月三十日電波監理委員会規則第十八号）

## 改正案

## 現行

（傍線部分は改正部分）

## （定義）

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一〇十二（略）

十三 「市町村デジタル防災無線通信」とは、一の市町村又は特別区の区域の範囲内の地域において防災行政事務を行うことを目的として開設された固定局であつて変調方式が四値周波数偏位変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調であるもの相互間で行われる無線通信をいう。

## （送信装置の条件）

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、一二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、MCA陸

## （定義）

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一〇十二（略）

十三 「市町村デジタル防災無線通信」とは、一の市町村又は特別区の区域の範囲内の地域において防災行政事務を行うことを目的として開設された固定局であつて変調方式が一六値直交振幅変調であるもの相互間で行われる無線通信をいう。

## （送信装置の条件）

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、一二五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、MCA陸

上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、市町村デジタル防災無線通信を行う固定局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(五四MHz以上の周波数の電波の無線電話又はテレメーターを使用する固定局の無線設備の条件)

第五十八条の二の三 五四MHz以上の周波数の電波の無線電話又はテレメーターを使用する固定局の無線設備は、次の各号に定める条件に適合するものであるものとする。ただし、第五十七条の二に規定する実数零点単側波帯変調方式の無線局及び第五十七条の三の二に規定する狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備並びに総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

上移動通信を行う無線局及びMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(通信系を構成する場合の無線設備の条件)

第五十八条の二の三 五四MHz以上の周波数の電波の無線電話又はテレメーターを使用する二以上の固定局が機能上一体となつて通信系を構成する場合の無線設備は、次の各号に定める条件に適合するものであるものとする。ただし、第五十七条の二に規定する実数零点単側波帯変調方式の無線局及び第五十七条の三の二に規定する狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備並びに総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

一・二 (略)

(六〇MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備)

第五十八条の二の十二 五四MHzを超え七〇MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単信方式、同報通信方式、時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。
- 二 変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調方式であること。
- 三 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。

イ 変調方式が四値周波数偏位変調の場合

搬送波の周波数から一五kHz離れた周波数の(±)四・八kHzの帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下の値であること。

ロ 変調方式が四相位相変調の場合

- (1) チャネル間隔が七・五kHzのもの  
搬送波の周波数から七・五kHz離れた周波数の(±)R(Rは、変調信号の伝送速度の四分の一の値とする。以下ロにおいて同じ。)の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下の値であること。

- (2) チャネル間隔が一五kHzのもの  
搬送波の周波数から一五kHz離れた周波数の(±)Rの帯域内に

一・二 (略)

(六〇MHz帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備)

第五十八条の二の十二 五四MHzを超え七〇MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。
- 二 変調方式は、一六値直交振幅変調方式であること。
- 三 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から一五kHz離れた周波数の(±)R(Rは、変調信号の伝送速度の八分の一の値とする。)の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクロワット以下の値であること。

輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクログワット以下の値であること。

ハ 変調方式が一六値直交振幅変調の場合

搬送波の周波数から一五kHz離れた周波数の(±)R (Rは、変調信号の伝送速度の八分の一の値とする。)の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五五デシベル以上低い値又は三二マイクログワット以下の値であること。

四 空中線電力は一〇ワット以下であること。

別表第一号 (第5条関係)

周波数許容偏差の表 (略)

注 1～17 (略)

18 54MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備 (市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備を除く。)については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- |  |                        |
|--|------------------------|
| (1) 抑圧搬送波による単側波帯の送信設備  | 1 (10 <sup>-6</sup> )  |
| (2) 100MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備 ((1)に掲げるものを除く。) | 15 (10 <sup>-6</sup> ) |

(3) (1) 及び(2)に掲げるもの以外のもの  
19～54 (略) 20 (10<sup>-6</sup>)

55 54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、3 (10<sup>-6</sup>) とする。

別表第一号 (第5条関係)

周波数許容偏差の表 (略)

注 1～17 (略)

18 54MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する多重通信路の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- |  |                        |
|--|------------------------|
| (1) 抑圧搬送波による単側波帯の送信設備  | 1 (10 <sup>-6</sup> )  |
| (2) 100MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備 ((1)に掲げるものを除く。) | 15 (10 <sup>-6</sup> ) |

(3) 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備  
19～54 (略) 3 (10<sup>-6</sup>)

(4) (1)、(2) 及び(3)に掲げるもの以外のもの  
19～54 (略) 20 (10<sup>-6</sup>)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第44 (略)

第45 54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル  
防災無線通信を行う固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、

第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする

1 変調方式が四値周波数偏位変調のもの 14.6kHz

2 変調方式が四相位相変調のもの 7.1kHz

(1) チャネル間隔が7.5kHzのもの 14.6kHz

(2) チャネル間隔が15kHzのもの 15kHz

3 変調方式が一六値直交振幅変調のもの 15kHz

第46～第65 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～第44 (略)

第45 54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル  
防災無線通信を行う固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、  
第1から第4までの規定にかかわらず、15kHzとする。

第1から第4までの規定にかかわらず、15kHzとする。

第46～第65 (略)